

第4章 我孫子市環境行政のあゆみ

年	市 行 政 関 係		国▲ 及び 県◇ 関 係	
1954 (S29)			4 月	▲「清掃法」制定 (S29. 7. 1 施行)
1955 (S30)	4/29	町村合併促進法に基づき第二次合併、我孫子町、湖北村、布佐町が合併し我孫子町となる		
1956 (S31)	2 月 6 月	印旛・手賀両沼の一括排水を改め、手賀沼関係を分離 手賀沼排水機場運転開始	6 月	▲「工業用水法」制定 (S31. 6. 11 施行)
1957 (S32)				◇手賀沼の干拓造成工事開始
1958 (S33)	9/9 12/1	手賀沼鳥獣保護区指定 越流堤と青山排水機場完成	4 月 12 月	▲「下水道法」制定 ▲「水質保全法」、「工場排水規制法」制定(手賀沼流域の排水規制は S43 (1968) 年 8 月から)
1959 (S34)			9 月	◇県衛生民生部環境衛生課に「公害係」設置
1960 (S35)	10/1	第九回国勢調査実施 人口 27,063 人		
1961 (S36)	4 月	湖沼等における雑排水対策緊急モデル施設を設置(根戸幹線排水路)		
1962 (S37)	10 月	湖沼等における雑排水対策緊急モデル施設を設置(湖北台地域の排水路)	6 月	▲「ばい煙の排出等の規制に関する法律」(ばい煙規制法)制定 (S37. 12. 1 施行)
1963 (S38)			4 月	◇「千葉県公害防止条例」制定 (S38. 10. 1 施行)
1964 (S39)		若松団地造成完了	7/6	◇手賀大橋開通
1965 (S40)	10/1	第十回国勢調査実施 人口 33,216 人	3 月	◇県衛生部に「公害課」設置 ◇干拓工事終了(沼水面 1/2 に) ◇手賀沼にアオコ発生、沈水植物減少傾向、フナ増加傾向を確認
1966 (S41)	9/7	中央公民館開館 H14 (2002) 年我孫子市生涯学習センター「アビスタ」に建替	5 月 10 月	◇「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(硫化酸化物の部)制定 ◇「千葉県公害防止条例」全面改正 (S42. 4. 1)
1967 (S42)			7 月 9 月 10 月	▲「公害対策基本法」制定 (S42. 8. 3 施行) ◇千葉県公害紛争調停委員会設置 ◇「千葉県公害防止施設整備等促進条例」制定
1968 (S43)	9/9	我孫子町役場新庁舎完成 手賀沼干拓土地改良事業の完了	6 月 6 月 8 月	▲「大気汚染防止法」制定 (「ばい煙規制法」廃止) (S43. 12. 1 施行) ▲「騒音規制法」制定 (S43. 12. 1 施行) ◇千葉県公害研究所設置
1969 (S44)				◇手賀沼の定期的水質調査を開始
1970 (S45)	4 月 7/1 10/16 12/4	我孫子市湖北台終末処理場供用開始 H5 (1993) 年 7 月に廃止 我孫子市制施行、全国で 565 番目、県下で 22 番目 都市整備部環境衛生課公害係新設 我孫子市人口 5 万人となる	2 月 3 月 4 月 4 月 9 月 12 月	▲「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定→手賀沼：B 類型 ◇「千葉県公害防止条例」全面改正 (S45. 4. 1 施行) ◇手賀沼にアオコ発生、悪化を確認 ▲「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定 (S46. 12 告示) ▲「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」

				閣議決定(江戸川・印旛沼・手賀沼・千葉港等) ▲「水質汚濁防止法」制定 ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
1971 (S46)	4/20	綾瀬 - 我孫子間複々線化完成 天王台駅開業 上野 - 取手間の快速線に快速電車を新設 緩行線(各駅停車)は帝都高速度交通営団千代田線(営団地下鉄/現・東京地下鉄)と相互直通運転開始	5月 5/25 6月 7月 12月 12/28	▲「騒音に係る環境基準」閣議決定 ▲「騒音に係る環境基準」告示 ◇「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(オキシダントの部)制定 ◇魚の穴あき病発見 ▲「悪臭防止法」制定 ▲「騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度」告示 ▲水質汚濁防止法に基づく「排水基準を定める総理府令」制定 ▲「水質汚濁防止法等公害関係8法」施行 ▲◇「光化学スモッグ緊急時対策暫定要綱」制定 ◇手賀沼流域下水道事業に着手 ◇「千葉県公害防止条例」全面改正(S47. 4. 20 施行) ◇「千葉県環境保全条例」制定(環境保全に関する施策等について規定)(S46. 7. 21 施行) ▲「環境庁」発足 ◇「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」(上乗せ条例)制定(S47. 9. 29 施行) ▲環境庁告示により「生活環境項目に係る環境基準」制定
1972 (S47)	4/1 11/4 12/25	住民部安全対策課安全対策係へ改組(交通・公害) 我孫子市人口6万人となる 「我孫子市公害防止条例」制定	1月 6月 7月 9月 12月	▲「浮遊粒子状物質に係る環境基準」告示 ▲「自然環境保全法」公布 ◇「千葉県光化学スモッグ急性健康障害暫定対策事業」開始 ◇手賀沼の沈水・浮葉植物減少を確認 ▲公害等調整委員会発足 ▲大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」告示
1973 (S48)	3/26 4/1 10/1	クリーンセンター操業開始 民生部安全対策課安全対策係へ改組 成田線電化(我孫子ー成田間)	4月 5月 6月 9月 10月 12/27	◇「千葉県自然環境保全条例」制定(S48. 4. 12 施行) ▲「大気汚染に係る環境基準」告示(二酸化窒素、光化学オキシダント) ▲第1回環境週間(5月～11月) ◇手賀沼で魚の穴あき病大発生、アオコ異常発生を確認 ▲「都市緑化保全法」公布 ▲「公害健康被害補償法」制定 ▲「航空機騒音に係る環境基準」告示
1974 (S49)	6/12 7/1 7月 12月	我孫子市人口7万人となる 「県公害防止条例」による地下水採取指定地域に我孫子市指定 酸性雨による急性健康被害暫定対策事業開始 手賀沼COD年平均値19mg/L(全国湖沼水質ワースト1位)に 古利根沼水質調査開始	1月 4月 7月	▲「自動車排気ガス量の許容限度」告示 ◇「環境部」(環境調整課・大気保全課・水質保全課・自然保護課・廃棄物対策課)の5課を新設(公害対策局を廃止) ▲北千葉導水事業着工(建設省) ▲「光化学スモッグ緊急時対策要綱」制定 ▲「大気汚染防止法」一部改正し、総量規制の導入(S49. 11. 30 施行) ◇千葉県酸性の雨による急性健康被害暫定対策事業開始

1975 (S50)	4 月	主要排水路の水質調査開始 粉石けん運動広まる	2 月 4 月 7/29 9 月 12 月	▲「PCBに係る水質環境基準」追加 ▲「大気汚染法施行規則」一部改正(k 値強化) ◇県・市町村・利水団体による「手賀沼水質浄化対策協議会」発足 ▲「新幹線騒音に係る環境基準」告示 ◇「千葉県し尿浄化槽取扱指導要項」制定 (S50.10.1 施行) ◇「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」全面改正(上乗せ基準強化) (S51.7.1 施行)
1976 (S51)	7/16	我孫子市人口 8 万人となる	6 月 8 月 9 月	▲「振動規制法」制定 (S51.12.1 施行) ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(産業廃棄物処理の規制強化) (S53.3.15 施行) ◇「SOxに係る総量削減計画の策定及び総量規制基準等」告示 (S51.10.1 施行) ▲「悪臭防止法施行令」一部改正 (悪臭物質に二硫化メチル等 3 物質追加)
1977 (S52)	4/1 8/1	民生部安全対策課公害係・交通整備係へ改組 光化学スモッグ注意報発令地域に指定(印西地域)	4 月 6 月 11 月	◇「悪臭防止法に基づく追加 3 物質に係る規制基準」告示 ▲「大気汚染防止法施行規則」一部改正 (塩化水素、窒素酸化物の規制基準強化) ◇稲の倒伏発生を確認 ◇「振動規制法に基づき規制地域、規制基準等」告示(千葉市等 21 市町) (S53.1.1 施行)
1978 (S53)	2/14 9/30 10/31	我孫子市人口 9 万人となる 「公害防止条例」一部改正 (振動規制及び事前協議) 我孫子市と取手市で小堀地区の環境整備の協定書締結	6 月 7 月 7/11	▲「水質汚濁防止法」一部改正 (総量規制の導入) (S54.6.12 施行) ▲環境庁「二酸化窒素の環境基準」改定告示 ▲「二酸化窒素に係る環境基準」告示
1979 (S54)	1 月 4/1	久寺家地区地盤沈下調査開始 平成 20 (2008) 年度に終了 市民部安全対策課公害係へ改組	3/31 4 月 4 月 6 月 8 月	◇布佐青山線・船橋我孫子線開通 ◇二酸化窒素に係る千葉県環境目標値 (0.04ppm)設定 ◇無リン洗剤の適正使用の推進(県方針) ◇「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」全面改正 (S54.5.1 施行) ▲「エネルギーの使用の合理化に関する法律」制定 (S54.10.1 施行) ◇「危険な動物の飼育及び保管に関する条例」制定 (S54.11.10 施行) ◇手賀沼 COD 年平均値 27.6mg/L(過去最高)を記録
1980 (S55)	3/25 4/8 6/6 8/4	湖北台大気測定局設置 (湖北台東小) 我孫子市人口 10 万人となる 「騒音規制法」及び「振動規制法」の指定地域に指定 手賀沼水質浄化対策協議会通常総会において我孫子市長よりアコ対策について要望提出	1 月 6 月 10 月 11 月 12 月	▲「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定 ◇「騒音規制法及び振動規制法に基づき規制地域の拡大など」告示 (我孫子市等 4 市町村) ▲「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)が我が国に発効 ▲「絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)が我が国に発効 ◇「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」制定 (S56.6.1 施行) ◇手賀沼のリン濃度の減少を確認
1981 (S56)	1/1	再資源化事業(我孫子式集団回収)開始	4 月	◇手賀沼流域下水道供用開始 ◇ホテイアオイ実験植栽

1981 (S56)	7/1 7～9 月 9～11 月 12/11	経済環境部環境保全課新設 (環境保全係・公害対策係へ) 主要幹線道路自動車騒音振動調 査(現在も継続) 環境騒音調査(メッシュ調査) (～H2.3) 手賀沼水質浄化対策協議会臨時 総会 ①我孫子市に対する要望書「ホ テアオイ、アオコの水面清掃船の建 造、処理及び処分事業」当該 事業の施行主体・・・我孫子市 ②アオコの回収及びホテアオイの植 栽・処分 ③県及び5市3町による協定書 我孫子市が施行主体となる よう同協議会会長名で要請	11 月	▲水質汚濁防止法の規制対象事業場に 8 業種追 加
1982 (S57)	12/16 12/25	県及び5市3町で手賀沼浄化事業 (手浄連)行政協定締結 我孫子市手賀沼浄化事業対策特 別会計設置		
	3/1 4/1 6/3 9/29 11/15	手賀沼浄化事業連絡会議(手浄 連)設置 「手賀沼浄化事業連絡会議に関 する規約」施行(議長:環境保全 課長 事務局:環境保全課) 水面清掃船名称募集 水面清掃船「みずすまし号」竣工 浄化事業開始 NEC と公害防止協定締結 我孫子 - 取手間複々線化	2 月 3 月 4 月 9 月 12 月	◇「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定 (S57.2.13 施行) ◇「千葉県家庭雑排水処理指導要綱」制定 (S57.4.1 施行) ◇手賀沼水質管理計画及び印旛沼水質管理計画 策定 ◇ホテアオイ植栽事業開始 ◇手賀沼浄化シンポジウム ▲環境庁告示による湖沼の窒素及びリンに係わ る環境基準の設定
1983 (S58)	7/27	降ひょうにより農作物に大きな 被害	3 月 5 月 9 月 11 月	◇「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」制定 ▲「浄化槽法」制定 (S60.10.1 施行) ◇工場事業場の排水水(S58.9)煤煙 (S59.2)調査開始時期不明 58 年には、実施 している ▲「大気汚染防止法に基づく第 5 次窒素酸化物 排出規制」告示
1984 (S59)	2/1 4/1 5/4	我孫子警察署開署 県下 33 番目 手浄連協定書一部変更 (「管理運営など」を「管理運営そ の他関連事業」に改める) 我孫子市人口 11 万人となる (財)山階鳥類研究所 渋谷区か ら我孫子市へ移転	3 月 3/27 6/6 7 月 8 月	▲「悪臭の測定方法」一部改正告示 ◇手賀沼・印旛沼の窒素・リンの環境基準及び 暫定目標設定 ▲北千葉導水事業第 1 機場稼働開始 ▲「湖沼水質保全特別措置法」成立 ▲「環境影響評価実施要綱」閣議決定 ▲トリクロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定
1985 (S60)	7/15	アオコ分離脱水装置稼働開始 (手賀沼公園及び手賀大橋地先)	6 月 7 月 10 月 12/16	▲「大気汚染防止法に基づき小型ボイラーを規 制する施行令及び総理府令」一部改正 ◇「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例」制定 (S60.10.1 施行) ◇「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正 ▲「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖 沼等の指定(手賀沼、印旛沼、琵琶湖、児島湖、 霞ヶ浦) (S60.12.23 施行)
1986 (S61)			3 月 7 月	◇「千葉県炭化水素対策指導要綱」制定(S61.4.1 施行) ◇「工業用水法」に基づく工業用水道への転換

1986 (S61)			10 月 12 月	▲中央公害対策審議会「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改定」を答申 ◇騒音規制法及び進藤規制法に基づく規制地域の拡大等を県告示 ▲水質汚濁防止法の一部を改正する総理府令(総量規制基準のガイドライン改正)公布、施行
1987 (S62)	4/1 10/1 10 月	新たに県及び5市3町で手浄連行政協定締結 (協定書第1項の事業の施行及び管理を我孫子市に委託)(協定書に基づき「規約」を定める) 雑排水対策緊急モデル事業開始 我孫子市手賀沼浄化事業特別会計設置 県の水質保全課が中峠地区のトリクロエチレンによる井戸水汚染公表	1 月 3 月 4 月 6 月	▲厚生省「合併処理浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱」制度創設 ◇第1期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画策定 S61(1986)年度～H2(1990)年度 ◇「千葉県家庭用小型合併浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」(S62.4.1施行) ◇大堀川礫間浄化施設供用開始 ▲合併処理浄化槽設置整備事業創設
1988 (S63)	2/9	我湖排水路礫間浄化施設設置	5 月 11 月	▲「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 ◇窒素酸化物冬期暫定開始
1989 (H元)	3/31 5/1 5 月 8 月 8/8 11 月	都市排水路浄化施設設置(高野山地先) 雑排水対策緊急モデル事業松戸市取り込み開始 「我孫子市埋立等規制条例」施行 手賀沼水質通年調査開始 トリクロエチレン等による地下水汚染(汚染範囲確認)調査開始 我孫子市人口12万人となる トリクロエチレン等に係る地下水の市内全域調査開始(～H8.9)	1 月 3 月 6 月 9 月	◇「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」制定 ▲「水質汚濁防止法施行令」一部改正(トリクロエチレン、テトラクロエチレンを有害物質に追加) ▲「大気汚染防止法」一部改正(アスベストを特定粉じんとして規制) ▲「水質汚濁防止法」一部改正(地下水汚染防止) ▲「悪臭防止法施行令」一部改正(ノルマル酪酸、プロピオン酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質を悪臭物質に追加)(H2.4.1施行)
1990 (H2)	4/1 5/22 9 月 11 月	手賀沼浄化事業連絡会議担当者部会設置 手浄連“私たちの手賀沼”パンフレット作成・配布 雑排水緊急モデル事業効果把握調査 鳥の博物館開館 東我孫子地区のテトラクロエチレンによる井戸水汚染が判明 「都市環境騒音の把握手法」に基づく環境騒音調査(1回目)(～H3.2月) 雑排水緊急モデル事業(取り込み流域9箇所)	3 月 5 月 6 月 8 月 9 月 12 月	◇「千葉県地域環境保全基金条例」制定 ▲「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」制定(21物質について暫定指導指針を制定) ▲「水質汚濁防止法」一部改正(生活排水対策) ◇手賀沼噴水試運転開始 ▲「水質汚濁防止法施行令」一部改正(指定地域特定施設) ▲厚生省が「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を定める
1991 (H3)	4/22 11/26 12/1	オイルフェンス設置モデル事業開始 悪臭防止法に係る指定地域を「用途地域」に指定 第1回手賀沼ふれあい清掃	3 月 4 月 6/15 7 月	▲「千葉県みどりの基金条例」制定(H3.4.1施行) ▲「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」制定(H3.10.25施行) ▲日本の絶滅の恐れのある野生動物(日本版レッドデータブック)作成 ◇手賀沼親水広場(水の館)開館 ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 ▲「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁

1991 (H3)			8 月 10 月	の防止に係る暫定指導指針」一部改正 (9 物質を追加し、30 物質とする) ▲「土壌の汚染に係る環境基準」告示 (カドミウム等 10 物質について制定) ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 一部改正 (減量化・再生利用の推進を明示) (H4. 7. 4 施行)
1992 (H4)	3 月 3/30 3 月 4/5 7/31 9 月 11 月 12 月	水質汚濁防止法の生活排水対策 重点地域指定 アオコ回収浄化システム車導入 「都市環境騒音の把握手法」に基 づく環境騒音調査(2 回目)(~4 月) アオコ流動化(ジェットレーター)モデル 事業(手賀沼公園) 根戸・台田地区のトリクロロエチレン等 による井戸水汚染判明 有害物質等に関する地下水水質 概況調査開始(現在も継続) 「PTIO 法」による窒素酸化物環境 調査開始(現在も継続) 工場、事業場地下浸透水状況調査 開始(現在も継続)	2 月 3 月 4 月 6 月 7 月	◇千葉県自動車交通公害防止計画 ◇第 2 期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画策定 H3 (1991) 年度~H7 (1995) 年度 ◇「千葉県環境学習基本方針」策定 ◇水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地 域に市川市、船橋市、流山市、我孫子市、鎌 ヶ谷市、沼南町を指定 ▲環境と開発に関する国連会議(地球サミット 於リオデジャネイロ)開催、気候変動枠組み条約の締 結 ▲「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に 関する法律」制定 (H5. 4. 1 施行) ▲「自動車から排出される窒素酸化物の特定地 域における総量の削減等に関する特別措置 法」制定 ◇千葉県環境会議の設置 ▲「廃棄物の処理、清掃に関する法律」一部改正
1993 (H5)	3 月 5/28 7 月 11 月	生活排水対策推進計画策定 アオコ流動化(ジェットレーター)モデル 事業(手賀大橋) 我孫子市湖北台終末処理場廃 止・手賀沼終末処理場に切り替え 電気自動車購入	2 月 3 月 5 月 6 月 7 月 8 月 11 月 12 月	◇「千葉県環境憲章」制定 ▲「水質汚濁に係る環境基準」一部改正 (トリクロロエチレンなど 15 項目追加) ▲「生物の多様性に関する条約」締結 ▲「悪臭防止法施行令」一部改正 (トリクロロエチレンなど 15 項目追加) ◇「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める 条例」(上乗せ条例)一部改正 (印旛沼及び手賀沼流域の窒素・リンの排水 基準の設定など) ◇「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷 量に係る規制基準」(窒素含有量及びリン含有 量)制定 (H5. 12. 1 施行) ▲「環境基本法」制定 ◇「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」 制定 ▲「アジェンダ 21 行動計画」策定 ▲「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処 分の規制に関するバーゼル条約」が我が国に 発効 ◇「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (有害物質ジクロロメタン等 13 項目追加)
1994 (H6)	年度末	オイルフェンス設置モデル事業 完了	2 月 11 月 12 月	▲「土壌の汚染に係る環境基準」一部改正 ▲環境庁重金属などに係る土壌汚染調査対策指 針及び有機塩素系化合物などに係る土壌、地 下水汚染調査、暫定指針通知 ▲「環境基本計画」閣議決定 ◇手賀沼浄化対策実践モデル事業(三角コーナ ーを 1 万世帯に配布等)
1995 (H7)	10 月 10/29	「都市環境騒音の把握手法」に基 づく環境騒音調査(~11 月) 第1回手賀沼マラソン開催	3 月	▲気候変動枠組条約第 1 回締約国会議(COP1)ド イツ・ベルリン ◇「千葉県環境基本条例」を制定し「千葉県環

1995 (H7)		(我孫子市・柏市・沼南町主催)	4月 6月 9月 12月	環境保全条例(46年制定)」を廃止(H7.4.1施行) ◇「千葉県環境保全条例」を制定し「千葉県公害防止条例(38年制定)」を廃止 (H7.10.1施行) ▲「悪臭防止法」一部改正 ▲「容器包装に係る分別集及び再商品化の促進等に関する法律」制定(H9.4.1施行) (消費者、市町村、事業者の役割分担を明確にし、容器包装廃棄物のリサイクルを促進) ▲国の事業者・消費者としての「環境保全に向けた取組の率先実行の為の行動計画」閣議決定 ▲「悪臭防止法施行令」一部改正 (人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入)(H8.4.1施行) ▲「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての音対策の指針」制定 ◇大津川河川浄化施設供用開始
1996 (H8)	4/1 6月 7月 12月	手浄連協定書締結 根戸台田地区地下水汚染機構解明調査開始〈H17(2005)年度完了〉 悪臭防止法に係る指定地域を「用途地域」から「市の全域」に拡大 柴崎地区の四塩化炭素による地下水汚染が判明	5月 6月 7月 8月 10月	▲「大気汚染防止法」一部改正 (有害大気汚染物質対策など) ▲「水質汚濁防止法」一部改正 (地下水浄化に関する措置の導入及び事故時の措置の強化) ▲気候変動枠組条約第2回締約国会議(COP2)スィス・ジュネーブ ▲「水質汚濁防止法」一部改正 (汚染地下水の浄化制度の導入など) ◇「千葉県環境基本計画」策定(H8.8.26施行) ◇手賀沼噴水試運転開始 ▲大気汚染に係る環境基準の測定方法に乾式測定方法追加
1997 (H9)	4/1 6/26 8/19 11月	古利根沼汚濁防止のため四万十川方式の水質浄化施設稼働 「我孫子市環境条例」制定(公害防止条例廃止) 新手賀沼大橋が一部(片側)完成・供用開始(県道8号) アオコ分離脱水装置大橋側撤去	1月 2月 3月 4月 6月 7月	◇ごみ処理に係るダioxin類発生防止などがトライン(新がトライン) ▲「大気汚染防止法施行令」一部改正(建築物体に伴うアスベスト飛散防止、有害大気汚染物質抑制、ばい煙発生施設の事故時措置を追加)(H9.4.1施行) ▲ベンゼン等3物質について①環境基準の設定②指定物質抑制基準の設定 ▲「地下水の水質汚濁に係る環境基準」告示 ◇「千葉県環境保全率先行動計画〜ちば新時代エコ・オフィスプラン〜」策定(H9.4.1実施) ◇第3期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画策定 H8(1996)年度〜H12(2000)年度 ◇「千葉県化学物質環境管理指針」策定 ▲「環境影響評価法」制定(H11.6.12施行) ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 (減量化・リサイクルの推進、施設の信頼性・安全性の向上、不法投棄対策の強化など) ▲有害大気汚染物質対策に関する第4次答申(ダioxin類) ◇ダioxin問題連絡会議設置 ◇「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(残土

1997 (H9)			8 月 9 月 12/1	条例) 制定 ▲「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同施行規則」一部改正(ダ イキ シ 類の指定物質への追加、指定物質排出施設に製鋼用電気炉、廃棄物焼却炉を追加) ▲ダ イキ シ 類の指定物質抑制基準の設定 ▲「大気汚染防止法施行令」一部改正(ダ イキ シ 大気環境指針) ▲ 気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で京都議定書採択
1998 (H10)	1 月 3 月 3/25 4/1 7/1	第 1 期環境審議会発足 「我孫子市環境条例」・「さわやかな環境づくり条例」施行 「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定 (埋立て規制条例廃止) (H10. 7. 1 施行) 手浄連協定書締結 市街地排水浄化対策事業(初期雨水)開始 経済環境部手賀沼課へ名称変更(手賀沼担当新設) 「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(埋立て条例)施行	5 月 6 月 8 月 10 月 11 月 12 月	▲環境ホルモン戦略計画 SPEED' 98 策定 ▲「環境影響評価法施行規則」制定 ▲「地球温暖化対策推進大綱」策定 ▲「特定家庭用機器再商品化法」(通称家電リサイクル法)制定 ◇「千葉県環境影響評価条例」制定 ◇「千葉県小規模廃棄物焼却炉等に係るダ イキ シ ン類及び煤塵排出抑制指導要綱」制定 ▲「地球温暖化対策の推進に関する法律」策定 市町村の温室効果ガスの排出の抑制などの為の措置に関する計画(実行計画)策定義務化 ▲気候変動枠組条約第 4 回締約国会議(COP4)アルゼンチン・ブエノスアイレス ◇「千葉県小規模廃棄物焼却炉に係るダ イキ シ ン類及び煤塵排出抑制指導要綱」制定
1999 (H11)	3 月 5 月	「我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例」制定 手浄連協定書締結 第 1 回 Enjoy 手賀沼!	3 月 10 月	▲「ダ イキ シ ン対策推進基本指針」閣議決定 ▲「ダ イキ シ ン類対策特別措置法」制定 ◇千葉県レッドデータブック植物・菌類編(初版)の発行 ▲気候変動枠組条約第 5 回締約国会議(COP5)ドイツ・ボン
2000 (H12)	1 月 3/23 4/1 5/24	第 2 期環境審議会発足 「我孫子市環境条例」改正 経済環境部手賀沼課から環境生活部手賀沼課へ ゴルフボール大の降ひょうによる大きな被害発生	3 月 4 月 6 月 11 月 12 月	◇千葉県レッドデータブック動物編(初版)の発行 ▲北千葉導水事業本格稼働 手賀沼へ浄化用水導入(最大 10t/s) ▲「浄化槽法」改正 H13 (2001) 年 4 月より下水道処理予定区域外で合併浄化槽義務化) ▲「循環型社会形成推進基本法」制定 ▲気候変動枠組条約第 6 回締約国会議(COP6)オランダ・ハーグ ▲環境ホルモン戦略計画 Speed' 98 (2000 年 11 月版)改定 ◇ 千葉県地球温暖化防止計画
2001 (H13)	3 月 3/22 4/1	「我孫子市環境基本計画」策定 付属方針「市民・事業者への環境配慮指針」及び「第一次環境保全のための率先行動計画(第一次地球温暖化対策実行計画)」策定 手浄連協定書締結 「我孫子市谷津ミュージアム事業構想」策定 手賀沼大橋全面開通(県道 8 号) 手賀沼課が全担当制に	1 月 4 月 10 月	▲省庁再編で「環境庁」から「環境省」へ ▲「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)施行 ▲気候変動枠組条約第 7 回締約国会議(COP7)モロッコ・マラケシュ

	6/29 11月	(環境調整・手賀沼・公害対策) 「我孫子市環境条例」改正 第1回ジャパンバードフェスティバル開催(11月17日～18日)		
2002 (H14)	1月 4月 4/1 12月	第3期環境審議会発足 谷津ミュージアム事業推進のため手賀沼課の人員強化(自然観察指導員を非常勤一般職として配置) 我孫子市生涯学習センター「アビスタ」開館 H13(2001)年度手賀沼ワースト1位返上(環境省発表)	3月 5月 6月 10月 11月	◇第4期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画策定 H13(2001)年度～H17(2005)年度 ▲土壌汚染対策法制定 ▲京都議定書締結 ▲気候変動枠組条約第8回締約国会議(COP8) インド・ニューデリー ◇手賀沼浄化フェア開催
2003 (H15)	3月 12月	柏市・沼南町との合併に不参加を決定 H14(2002)年度手賀沼水質ワースト9位(環境省発表) 「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を全部改正	4月 7月 12月	◇「千葉県残土条例」改正 ◇手賀沼水循環回復行動計画策定 ▲「環境教育推進法」制定 ▲気候変動枠組条約第9回締約国会議(COP9) イタリア・ミラノ
2004 (H16)	1月 5月 7月 12月	第4期環境審議会発足 我孫子市岡発戸・都部谷津ミュージアムの会発足 手賀沼学会発足 ホル・アカガエルの里(その1)整備完了 多自然型護岸整備モデル事業完了 H15(2003)年度手賀沼水質ワースト6位、過去3年間と10年前の3年間のCOD平均値を比較し減少が最も大きく水質改善の著しい湖沼として水質改善ベスト1位に(環境省発表)	3月 5月 6月 12月	◇千葉県レッドリスト植物・菌類編 2004年改訂版の発行 ▲「大気汚染防止法」一部改正(VOC規制) ▲「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」策定(平成17.10.1施行) ▲気候変動枠組条約第10回締約国会議(COP10) アルゼンチン・ブエノスアイレス
2005 (H17)	3月 9月 12月	ホル・アカガエルの里(その2)整備完了 谷津ミュージアム作業小屋完成 「我孫子市環境条例」及び「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」改正 「アスベスト含有建材使用建築物の解体等の届出に関する条例」(アスベスト条例)制定 H16(2004)年度手賀沼水質ワースト4位、2年連続水質改善ベスト1位(環境省発表)	2月 4月 11月	▲京都議定書の発効 ▲京都議定書目標達成計画 ◇手賀沼水質浄化対策協議会と手賀沼水環境回復行動推進会議を統合し、手賀沼水環境保全協議会(手水協)と改称 ▲気候変動枠組条約第11回締約国会議(COP11) 及び京都議定書第1回締約国会合(CMP1) カナダ・モントリオール
2006 (H18)	1月 4月 12月	第5期環境審議会発足 「あびこエコ・プロジェクト2(第二次環境保全のための率先行動計画・地球温暖化対策実行計画)」策定 H17(2005)年度手賀沼水質ワースト6位、3年連続水質改善ベスト1位(環境省発表)	3月 4月 11月	◇千葉県レッドリスト動物編 2006年改訂版の発行 ◇手水協、手浄連の組織統合(事務局を県水質保全課に移管) ▲気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12) 及び京都議定書第2回締約国会合(CMP2) ケニア・ナイロビ
2007 (H19)	12月	H18(2006)年度手賀沼水質ワースト11位、4年連続水質改善ベスト1位(環境省発表)	3月 12月	◇第5期手賀沼に関わる湖沼水質保全計画策定 H18(2006)年度～H22(2010)年度 ▲気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13) 及び京都議定書第3回締約国会合(CMP3)

				インドネシア・バリ
2008 (H20)	1 月 4 月 11 月	第 6 期環境審議会発足 環境生活部手賀沼課から環境経済部手賀沼課へ H19 (2007) 年度手賀沼水質ワースト 7 位、5 年連続水質改善ベスト 1 位(環境省発表)	1/1 3 月 5 月 6 月 7 月 12 月	▲京都議定書第一約束期間に突入(～2012) 年 目標：基準 (1990) 年比 6%削減 ▲「京都議定書目標達成計画」全部改定 ▲「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 (省エネ法)改正 ▲「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ▲「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 ▲気候変動枠組条約第 14 回締約国会議(COP14) 及び京都議定書第 4 回締約国会合(CMP4) ポーランド・ボズナニ
2009 (H21)	7 月 8/1 8/29 11 月	我孫子市役所庁舎(本庁舎・東別館・西別館・分館)がエコ通勤優良事業所認証登録される 悪臭防止法に係る規制方法を市内全域「臭気指数規制」に変更 谷津ミュージアム(岡発戸・都部の谷津)が第一回「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に選定 H20 (2008) 年度手賀沼水質ワースト 8 位、6 年連続水質改善ベスト 1 位(環境省発表)	3 月 3/23 9 月 12 月	◇千葉県レッドデータブック植物・菌類編 2009 年改訂版の発行 ◇悪臭防止法に係る規制方法を我孫子市内全域物質濃度規制から臭気指数規制に変更・告示 (21.8.1 施行) ▲鳩山首相が国連の会議において「1990 年基準で CO2 を 25%削減する」ことを日本政府の公約として、世界に向かって宣言 ▲気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15) 及び京都議定書第 5 回締約国会合(CMP5) デンマーク・コペンハーゲン
2010 (H22)	1 月 7 月 11 月	第 7 期環境審議会発足 電気自動車購入(地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用) H21 (2009) 年度手賀沼水質ワースト 5 位、7 年連続水質改善ベスト 1 位(環境省発表)	4 月 10 月 11 月	▲土壤汚染対策法大幅改正 ▲生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)名古屋市 ▲気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16) 及び京都議定書第 6 回締約国会合(CMP6) メキシコ・カンクン
2011 (H23)	3/11 4 月 8 月 10 月 11 月 12 月	我孫子市では震度 5 弱を記録 全壊 134 件、大規模半壊 4 件、半壊 94 件、一部損壊 2508 件の被害 都地区で液状化現象が発生 「あびこエコ・プロジェクト 3」策定 手賀沼課に放射能対策室(公害対策担当と兼任)発足 「我孫子市放射性物質除染実施計画(第 1 次)」策定 H22 (2010) 年度手賀沼水質ワースト 5 位、8 年連続水質改善ベスト 1 位(環境省発表) 放射能対策室の体制強化(専任の組織となる) 放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定を受ける	3 月 3/11 6 月 11 月	◇千葉県レッドデータブック動物編 2011 年改訂版の発行 東日本大震災 ▲福島第一原子力発電所事故：大気中に放射性物質が放出され、放射性物質を含む降雨が確認された 東葛地域は放射線量が比較的高く「ホット・スポット」と呼ばれる ▲水質汚濁防止法の一部を改正 ▲気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17) 及び京都議定書第 7 回締約国会合(CMP7) 南アフリカ共和国・ダーバン
2012 (H24)	1 月 4 月 5 月 8 月 9 月	第 8 期環境審議会発足 「我孫子市放射性物質除染実施計画(第 2 次)」策定 環境基本計画改訂版策定 「我孫子市放射能対策総合計画(第 1 次)」策定 「我孫子市アスベスト含有建材使用建築物の解体等の届け出に関する条例」(アスベスト)条例廃止	3 月 4 月 6 月 11 月	◇第 6 期手賀沼に係る湖沼水質保全計画策定 H23 (2011) 年度～H27 (2015) 年度 ◇「騒音規制法、振動規制法及び悪臭規制法等に係る告示」一部改正 ▲「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」の策定 ▲環境基本法の一部を改正(13 条：放射性物質の適用除外規定削除) ▲気候変動枠組条約 18 回締約国会議(COP18) 及び京都議定書第 8 回締約国会合(CMP8)

	12 月	H23 (2011) 年度手賀沼水質 ワースト 2 位、9 年連続水質改善ベスト 1 位 (環境省発表)		カタルー・ドーハ
2013 (H25)	7 月 12 月	谷津ミュージアム事業構想第二 次改定版策定 H24 (2012) 年度手賀沼水質 ワースト 2 位 (環境省発表)	1 月 3 月 3/12 6/24 11 月	▲京都議定書第二約束期間 (2013～2020) 年に突 入 ※日本は目標数値なく不参加 ◇手賀沼水循環回復行動計画策定 ▲微小粒子状物質 (PM2.5) 高濃度時の注意喚起 運用開始 ◇「騒音規制法、悪臭規制法等に係る告示」一 部改正 ▲気候変動枠組条約第 19 回締約国会議 (COP19) 及び京都議定書第 9 回締約国会合 (CMP9) ポーランド・ワルシャワ
2014 (H26)	1 月 2 月 12 月	第 9 期環境審議会発足 「我孫子市放射性物質除染実施 計画 (第 2 次)」に位置付けた除染 が全て完了 「我孫子市第 2 次放射能対策総合 計画」策定 H25 (2013) 年度手賀沼水質ワースト 3 位 (環境省発表)	4 月 12 月	▲京都議定書第一約束期間 (2008～2012) 年の温 室効果ガス排出量 8.4%削減と発表され、目標 を達成 ▲気候変動枠組条約第 20 回締約国会議 (COP20) 及び京都議定書第 10 回締約国会合 (CMP10) ペルー・リマ
2015 (H27)	3 月 4 月 7 月 12 月	「我孫子市埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例」を改正 「手賀沼親水広場等活用計画」策 定 放射能対策室が課内室として手 賀沼課に編入 手賀沼親水広場が千葉県から市 に移譲される H26 (2014) 年度手賀沼水質 ワースト 6 位 (環境省発表)	4/22 7 月 9 月 12 月	◇「騒音規制法、振動規制法及び悪臭規制法等 に係る告示」一部改正 ▲国連気候変動枠組条約事務局へ、H42 (2030) 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減する約束草案を提出 ▲国連が「持続可能な開発目標」(SDGs)を含む 「2030 アジェンダ」を採択 ▲気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) にてパリ協定採択 京都議定書第 11 回締約国会合 (CMP11) フランス・パリ
2016 (H28)	1 月 3 月 7 月 12 月	第 10 期環境審議会発足 あびこエコ・プロジェクト 4 策定 手賀沼親水広場施設改修工事に 着手 H27 (2015) 年度手賀沼水質 ワースト 7 位 (環境省発表)	5 月 9 月 11 月	▲地球温暖化対策計画策定 ◇千葉県地球温暖化対策実行計画策定 (～2030) ◇千葉県再生土等の埋立て等に係る行政指導指 針施行 ▲気候変動枠組条約第 22 回締約国会議 (COP 22) 及び京都議定書第 12 回締約国会合 (CMP12) 及びパリ協定第 1 回締約国会合 (CMA1) モロッコ・マラケシュ
2017 (H29)	3 月 4 月 6 月 12 月	手賀沼親水広場改修工事竣工 手賀沼課・農政課・農業委員会水 の館へ執務室移転 我孫子市環境保全条例施行規則 別表改正 騒音に係る特定施設の届出対象 出力を用途地域で区分、空調機・ ヒートポンプ給湯器を追加 水の館・農産物直売所オープン H28 (2016) 年度手賀沼水質 ワースト 3 位 (環境省発表)	3 月 6 月 10 月 11 月	◇千葉県レッドリスト植物・菌類編 2017 年改訂 版の発行 ◇第 7 期手賀沼に係る湖沼水質保全計画策定 H28 (2016) 年度～H32 (2020) 年度 ▲特定外来生物ヒアリの国内侵入が確認される ◇「騒音規制法等に係る告示」一部改正 ▲気候変動枠組条約第 23 回締約国会議 (COP 23) 及び京都議定書第 13 回締約国会合 (CMP13) 及びパリ協定第 1 回締約国会合第 2 部 (CMA1- 2) ドイツ・ボン
2018 (H30)	1 月 3 月	第 11 期環境審議会発足 高野山新田多目的広場駐車場整 備工事完了	4 月 4 月	◇手賀沼水循環回復行動計画 (改訂版) 策定 ◇「騒音規制法、振動規制法及び悪臭規制法等 に係る告示」一部改正

2018 (H30)	8 月 11 月 12 月	じゃぶじゃぶ池等改修工事に伴う基本設計及び実施設計業務委託完了 じゃぶじゃぶ池等改修工事着工 H29（2017）年度手賀沼水質ワースト3位（環境省発表）	10 月 12 月	◇千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例制定 ▲気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）及び京都議定書第14回締約国会合（CMP14）及びパリ協定第1回締約国会合第3部（CMA1-3）ポーランド・カトヴィツェ
2019 (H31/ R1)	6 月 7 月 12 月	じゃぶじゃぶ池改修工事竣工 じゃぶじゃぶ池利用開始 H30（2018）年度手賀沼水質ワースト3位（環境省発表）	3 月 12 月	◇千葉県レッドデータブック動物編 2019 年改訂版の発行 ▲気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）及び京都議定書第15回締約国会合（CMP15）及びパリ協定第2回締約国会合（CMA2）スペイン・マドリード
2020 (R2)	1 月 3 月 7 月	第12期環境審議会発足 「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例」の一部を改正 ゼロカーボンシティ宣言を発表	1 月	◇千葉県ホームページ「水質汚濁防止のてびき」改訂 ▲熱中症警戒アラート（試行）が関東・甲信越地方にて先行的に実施される。 ▲熱中症警戒アラートが全国で運用開始
2021 (R3)	3 月 4 月	あびこエコ・プロジェクト5策定 「我孫子市公共施設における再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本方針」策定	10 月 11 月 3 月	▲地球温暖化対策計画改定 ▲気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）及び京都議定書第16回締約国会合（CMP16）及びパリ協定第3回締約国会合（CMA3）イギリス・グラスゴー ◇千葉県環境条例に基づく立入検査員証の統合及び同施行規則の様式の一部の押印廃止（特定施設・揚水施設等）
2022 (R4)	1 月 3 月	第13期環境審議会発足 「我孫子市第二次環境基本計画」策定（「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」）を包含	4 月 5 月 11 月	▲大気汚染防止法に基づく、石綿事前調査義務化。 ▲「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（通称：盛土規制法）公布 ▲気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）及び京都議定書第17回締約国会合（CMP17）及びパリ協定第4回締約国会合（CMA4）エジプト・アラブ共和国 シェルク・エル・シェイク
2023 (R5)	4 月 12 月	生活衛生課設置 クリーンセンター課の一部が手賀沼課に編入 R4(2022)年度手賀沼水質ワースト4位（環境省発表）	11 月	▲気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）及び京都議定書第18回締約国会合（CMP18）及びパリ協定第5回締約国会合（CMA5）アラブ首長国連邦（UAE）・ドバイ